

パーソナル情報研究会について

経済産業省

1. 設立趣旨

「web2.0」とも呼ばれるインターネット技術の発展により、個人の発信機会が増加するとともに、検索語など行動履歴を基にしたサービス提供が拡大。今後、消費者向けのビジネスは、一人一人の個性に応じたサービスを提供する「パーソナライゼーションサービス」を中心に大きく変貌していくものと考えられる。

- ・ポイント・電子マネーの企業間連携に伴う個人情報の交換・流通
- ・情報大航海プロジェクト等、消費者・利用者の様々な情報（行動・売買・検索の履歴等）を一体化・分析し、新たなサービスを提供しようとする動き
- ・個人が保有する金融資産に関する情報を集め提供するポータルサービス
- ・健康情報活用基盤（PHR）の事業化、政府による社会保障カード事業や電子私書箱構想等の動きを踏まえた、民間事業者による個人情報の一括管理

一人一人のニーズを満たすサービスを可能にするためには、個人のニーズを的確に捉える必要があることから、個人情報も含めた幅広いパーソナル情報の有効活用が不可欠となる。その一方、当人が意図しない形で個人に関する情報が活用されると、安全・安心が脅かされる、個人の権利が侵害される、社会的な地位や信頼が脅かされるといった事例が生じることも懸念される。

そこで、本研究会ではパーソナライゼーション時代の本格到来をにらみ、個人情報その他個人に関する情報について、将来想定される様々な利活用の方法を体系化すると共に、国民にとって安全・安心かつ適切な個人に関する情報の利活用を保証するための個人情報保護、セキュリティ、認証などのあり方について検討を行う。

2. 論点

（1）センシティブ性の高い情報を確実に管理するための制度論

- 行政、金融機関ほか様々な機関が保有している、健康情報、金融資産情報、信用情報などセンシティブ性の高い個人情報について、当該個人や個人が委託した事業者への解放に向けた議論がなされる中、センシティブ性に応じた個人情報の保護ルールや認証制度はどのようにあるべきか。

（2）安心・便利で豊かな国民生活を実現するためのパーソナル情報の取扱いのあり方

- ① 個人に紐づく多様な情報が取り扱われる中、個人情報保護制度の適用範囲についてどのように考えるか。

- ② 個人情報の管理や提供などに当たり、個人情報保護制度の運用方法が明確でないとの指摘がある。国民が新しいサービスを受けられるよう、制度についてどのような明確化を行うべきか。
- ③ 購買履歴、行動履歴など様々な履歴を収集し、新たなサービスの提供に利用することが可能となる中で、個人情報保護制度の適用を受けない個人に関する情報について、国民の安全・安心と利便性のバランスの観点から、どのような情報管理等が求められるか。
- ④ パーソナライゼーションの時代において、センシティブティに応じた柔軟な個人情報保護のあり方及び制度はどのようにあるべきか。

3. メンバー

阿部 孝明	富士通(株) サービスビジネス本部本部長
大木栄二郎	工学院大学情報学部教授
大山 永昭	東京工業大学大学院理工学研究科教授
長見萬理野	(財)日本消費者協会 参与
小松 文子	(独)情報処理推進機構 情報セキュリティ分析ラボラトリー室長
新保 史生	筑波大学大学院図書館情報メディア研究科准教授
角南 哲二	(株)エムアンドシーシステム システム事業本部常務取締役本部長
関 聡司	楽天株式会社 CEOオフィス渉外室室長
野口 忍	東日本旅客鉄道(株) IT・Suica事業本部企画部次長
藤原 静雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
別所 直哉	ヤフー(株) CCO・法務本部長
堀部 政男	一橋大学名誉教授
松尾 正浩	(株)三菱総合研究所 経営コンサルティング本部研究部長
山本 隆一	東京大学大学院情報学環准教授
	その他、検討テーマに合わせ事業者数名が参加予定

4. 開催実績等

第1回 (研究会設置)	平成19年12月25日 (火)	
第2回	平成20年 3月 7日 (金)	} 医療情報受託者
第3回 (中間整理)	平成20年 3月26日 (水)	
第4回	平成20年 5月29日 (木)	} 共同利用等
第5回	平成20年 7月24日 (木)	
第6～7回 (取りまとめ)	平成20年 9月中 (予定)	} 個人情報保護法の範疇

以 上